

地域の社会資源の状況を踏まえた連携体制の確保

3月 ガイドライン骨子案提示

各都道府県意見交換会
都道府県、市町村、医療関係者、福祉施設関係者、保護観察所等

都道府県ごとに意見交換会を開催し、細則について検討

細則の検討：
各機関の役割分担・ケア会議のあり方等

関係者の意見を聞きつつ、夏頃にガイドラインの最終調整

必要に応じ厚生労働省より制度の趣旨等につき説明

秋以降の研修等に反映

最後に

- ① 本制度に基づく医療は、医療政策として必須のものであり、病院のみでなく、国はもちろんのこと、司法当局、都道府県等との連携の下に行われる。また、司法精神医学の研究・研修制度を充実・強化し、本制度に基づく医療をより良いものにしていく。
- ② 開設後の病院の運営や地域処遇における連携のあり方については、地元の意見等も十分に聴きつつ、更により良いものにしていく。
- ③ 本制度と併せて一般の精神医療(救急、リハビリテーション等)のネットワークの強化や、各種福祉施策の推進など精神保健福祉施策の充実を図る。